

点検評価ポートフォリオ

山口県立大学

「基準1 法令適合性の保証」に関する 点検評価資料

2025年3月

※今年度は、学校教育法第109条第1項に基づき、
基準1のみ自己点検を実施

目次

「基準 1 法令適合性の保証」に関する点検評価資料

イ	教育研究上の基本となる組織に関すること（①大学）	2
	（②大学院）	4
ロ	教員組織に関すること（①大学）	6
	（②大学院）	8
ハ	教育課程に関すること（①大学）	10
	（②大学院）	12
ニ	施設及び設備に関すること	14
ホ	事務組織に関すること	16
ヘ	卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること	18
ト	教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること	20
チ	教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること	22
リ	財務に関すること	24
ヌ	イからリまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること	26

イ 教育研究上の基本となる組織に関すること (①大学)

(1) 自己点検・評価の実施状況

1)大学の目的

本学は学則第 1 条により「地域における知の拠点として、住民の健康の増進及び個性豊かな地域文化の進展に資する専門の学術を深く教授研究するとともに、高度な知識及び技能を有する人材の育成並びに研究成果の社会への還元による地域貢献活動を積極的に展開し、もって人々が生き生きと暮らす社会の形成に資する人材を育成すること」を目的としている。

2)教育研究上の目的

国際文化学部、社会福祉学部及び看護栄養学部を置き、学部に係る人材の育成に関する目的その他の教育研究上の目的は、学則第 4 条に次のとおり定めている。

国際文化学部:国際的視点を持ち、地域の諸課題に対応できる教養及び技能を備え、地域の国際化、個性豊かな地域文化の振興と創造に資する人材の育成を目的とする。

社会福祉学部:地域社会における多様な福祉ニーズに対応できる広い視野と専門知識を有するとともに、福祉に関する問題解決に向けた実践力を兼ね備えた人材の育成を目的とする。

看護栄養学部:生命や人間性を尊重する精神に基づく看護あるいは栄養の専門知識と技術を有するとともに、保健、医療、福祉等の様々な分野の人々との連携のもとに地域の人々の健康増進及び疾病予防の援助並びに療養上の支援ができる人材の育成を目的とする。

学部の教育研究上の目的を達成するために、学則第 44 条から第 55 条において、授業科目、単位数及び履修方法等を示している。

3)学部組織

国際文化学部に 2 学科、社会福祉学部に 1 学科、看護栄養学部に 2 学科を置き、専任教員の数はそれぞれ大学設置基準に定める教授等の数を十分満たしている。2022 年度に 3 つのポリシーを見直し、3 ポリシーのもとで策定した新たなカリキュラムでは各学科の養成する人材や取得できる免許・資格に応じたコースを導入した。また基礎教養教育を見直し、「基盤教育」として各学部学科の専門教育の基礎となる部分についても 2022 年度から新カリキュラムを開設している。なお、基盤教育については、学部教員の兼務とし、基盤教育運営会議を置いている。

表 1. 各学科とコース

学科	コース
国際文化学科	英語、国際文化
文化創造学科	日本文化、デザイン創造
社会福祉学科	コミュニティ SW、精神保健福祉、子ども家庭 SW
看護学科	看護探求、養護教育、公衆衛生看護
栄養学科	臨床栄養、食環境マネジメント、食育実践

※ SW : ソーシャルワーク

4)収容定員

学部の収容定員については、学則第 4 条第 3 項において学科ごと定められている。また、全ての学科で収容定員に対する在籍者数(定員超過率)を適切に管理しており、在籍者数が収容定員を大幅に超える又は大幅に下回る状況にはない。

表 2. 各学科の入学状況と収容定員、学生数

学部	学科	入学定員	入学者数	収容定員	在籍学生	定員超過率
国際文化学部	国際文化学科	62	66	248	269	1.08
	文化創造学科	52	56	208	225	1.08
社会福祉学部	社会福祉学科	103	110	412	426	1.03
看護栄養学部	看護学科	55	55	220	218	0.99
	栄養学科	42	46	168	172	1.02

5)名称

学部・学科の名称は、教育研究上及び人材育成上の目的に鑑みて適当である。

6)組織の適切性

教育上の組織の適切性について、自己点検評価委員会から内部質保証推進会議に上げられる毎年度の報告書で確認するほか、法人の中期計画策定時に見直しを行っている。特に 2018 年度から 2020 年度には学長プロジェクトとして、また、2021 年度には県が設置した山口県立大学将来構想委員会において検討を行い、2022 年度からの 3 学部におけるコース制導入、2025 年度の国際文化学部の再編実施に至った。これらの教育改革の適切性の検証は、入試動向や学習成果等を踏まえ、毎年度実施していく。

自己評価結果 以上の自己点検評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。

優れた点 特になし。

改善を要する点 特になし。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料（リンク）
	教育基本法	
①	第七条（大学） 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。 2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。	○ 山口県立大学学則 第1条（目的） ○ 山口県立大学ウェブサイト 建学の精神/理念・目的/ポリシー ○ 大学の教育研究上の目的
	学校教育法	
②	第八十三条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。 ② 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。	(同上)
	大学設置基準	
③	第二条（教育研究上の目的） 大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。	○ 山口県立大学学則 第4条（学部） ○ 山口県立大学ウェブサイト 大学の教育研究上の目的
④	第三条（学部） 学部は、専攻により教育研究の必要に応じ組織されるものであって、教育研究上適当な規模内容を有し、教員組織、教員数その他が学部として適当であると認められるものとする。	(同上) ○ 山口県立大学基盤教育運営会議規程
⑤	第四条（学科） 学部には、専攻により学科を設ける。 2 前項の学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものとする。	(同上)
⑥	第五条（課程） 学部の教育上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められる場合には、学科に代えて学生の履修上の区分に応じて組織される課程を設けることができる。	
⑦	第十八条（収容定員） 収容定員は、学科又は課程を単位とし、学部ごとに学則で定めるものとする。この場合において、第二十六条の規定による昼夜開講制を実施するときはこれに係る収容定員を、第五十七条の規定により外国に学部、学科その他の組織を設けるときはこれに係る収容定員を、編入学定員を設けるときは入学定員及び編入学定員を、それぞれ明示するものとする。 2 収容定員は、教員組織、校地、校舎等の施設、設備その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定めるものとする。 3 大学は、教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。 ※ 入学定員の超過率については、平成十五年文部科学省告示第四十五号、平成二十七年文部科学省告示第百五十四号を参考とすること	○ 山口県立大学学則 第4条第3項 ○ 山口県立大学ウェブサイト 山口県立大学について（教育情報の公表）
⑧	第四十条の四（大学等の名称） 大学、学部及び学科（以下「大学等」という。）の名称は、大学等として適当であるとともに、当該大学等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。	○ 山口県立大学学則 第1条（目的） ○ 山口県立大学学則 第4条（学部）

イ 教育研究上の基本となる組織に関すること（②大学院）

（1）自己点検・評価の実施状況

<p>1) 大学院の目的</p> <p>大学院の目的については、山口県立大学大学院学則第 2 条により「本学大学院は、広い視野に立って、専門分野における学術の理論及び応用を教授研究し、高い倫理観を持った高度な専門職業人並びに学術の研究者及び教授者の育成を図り、住民の健康の増進及び個性豊かな地域文化の進展に資することを目的とする。」と定めている。</p> <p>2) 教育研究上の目的</p> <p>人材の育成に関する目的その他教育研究上の目的については、大学院学則第 3 条第 3 項(1)において、国際文化学研究科は「教育研究を通して、グローバルな感覚を磨き、社会の国際化に対応できる、高度の異文化交流能力とともに、地域の歴史・文化の深い理解に基づき、地域文化を新たに発掘・創造できる能力を備えた人材の育成を目的とする。」としている。</p> <p>また、同じく第 3 条第 3 項(2)において、健康福祉学研究科は、「地域社会で生活する人々が、生涯を通じて社会・身体的・精神的に健康な生活を維持するための健康福祉に関する地域の諸問題に対応できる高度な専門知識・技術と実践能力を備えた人材の育成を目的とする。」とし、博士前期課程は「高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする」、博士後期課程は「自立した研究者・教育者等の専門的業務に従事するために必要な研究・実践能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。」としている。</p> <p>大学院の教育研究上の目的を達成するために必要な授業科目、単位数及び履修方法等については、大学院学則第 28 条から第 37 条に示している。</p> <p>3) 大学院の組織等</p> <p>教育研究上の組織は、大学院学則第 3 条第 2 項において国際文化学研究科と健康福祉学研究科を置き、前者は修士課程、後者は博士前期課程ならびに博士後期課程からなる。</p> <p>4) 収容定員</p> <p>国際文化学研究科は国際文化学部を、健康福祉学研究科は社会福祉学部・看護栄養学部を基礎とする学内進学者をはじめ、社会人、外国人留学生等を幅広く受入れている。学部からの進学者を視野に、2021 年度には早期履修制度を検討し、</p>	<p>2023 年度に開始した。収容定員は表のとおりである。大学院オープンキャンパスの充実、紙媒体やウェブ上での広報強化、公開授業・公開講座・合同発表会や民間の検索サイト等を活用した多様な広報戦略、学部生への進学説明会、動画による教員紹介を展開している。2023 年度に引き続き 2024 年度は、これまでの入試広報に加えて SNS を通じた大学院の研究発表等の広報を積極的に行い、入試広報・入試戦略を強化した。また、2024 年度に履修証明プログラム「デジタル時代におけるウェルビーイング探究プログラム」を開設した。</p> <p>表. 入学定員・収容定員と入学者数・収容者数の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">入学定員 (収容定員)</th> <th colspan="4">入学者数 (在籍者数)</th> </tr> <tr> <th>2021</th> <th>2022</th> <th>2023</th> <th>2024</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国際文化学専攻 修士課程</td> <td>10 (20)</td> <td>10 (16)</td> <td>9 (20)</td> <td>8 (18)</td> <td>10 (20)</td> </tr> <tr> <td>健康福祉学専攻 博士前期課程</td> <td>10 (20)</td> <td>5 (16)</td> <td>10 (17)</td> <td>2 (13)</td> <td>6 (11)</td> </tr> <tr> <td>健康福祉学専攻 博士後期課程</td> <td>3 (9)</td> <td>7 (19)</td> <td>4 (23)</td> <td>1 (21)</td> <td>4 (25)</td> </tr> </tbody> </table> <p>5) 研究科の名称</p> <p>各研究科の名称は、教育研究上及び人材育成上の目的に相応しく適当である。</p> <p>6) 修了年限、在学年限</p> <p>修了年限については、大学院学則第 4 条において、修士課程並びに博士前期課程は 2 年、博士課程は 3 年と定めている。また、第 5 条で学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を越えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを申し出たときは、教授会の議を経て、その計画的な履修を認めることができる(長期履修)としている。在学年限については、第 6 条において、修士課程ならびに博士前期課程は 4 年、博士後期課程は 6 年を超えることはできないと定めている。</p> <p>7) 組織の適切性</p> <p>教育上の組織の適切性については、自己点検評価委員会から挙げられる毎年度の報告書で確認するほか、法人の中期計画策定時に見直しを行っている。特に、2018 年度から学長プロジェクトにおいて大学院の将来構想を検討した結果、2022 年 4 月から新しい 3 ポリシー策定による新カリキュラムへ移行した。</p>		入学定員 (収容定員)	入学者数 (在籍者数)				2021	2022	2023	2024	国際文化学専攻 修士課程	10 (20)	10 (16)	9 (20)	8 (18)	10 (20)	健康福祉学専攻 博士前期課程	10 (20)	5 (16)	10 (17)	2 (13)	6 (11)	健康福祉学専攻 博士後期課程	3 (9)	7 (19)	4 (23)	1 (21)	4 (25)
	入学定員 (収容定員)			入学者数 (在籍者数)																									
		2021	2022	2023	2024																								
国際文化学専攻 修士課程	10 (20)	10 (16)	9 (20)	8 (18)	10 (20)																								
健康福祉学専攻 博士前期課程	10 (20)	5 (16)	10 (17)	2 (13)	6 (11)																								
健康福祉学専攻 博士後期課程	3 (9)	7 (19)	4 (23)	1 (21)	4 (25)																								
自己評価結果	以上の自己点検評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。																												
優れた点	特になし。																												
改善を要する点	特になし。																												

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	<p>第九十九条 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。</p> <p>② 大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。</p>	○山口県立大学大学院学則 第2条（大学院の目的）
大学院設置基準		
②	<p>第一条の二（教育研究上の目的） 大学院は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。</p>	○山口県立大学大学院学則 第3条第3項（研究科ごとの人材育成に関する目的その他の教育研究上の目的）
③	<p>第二条（大学院の課程） 大学院における課程は、修士課程、博士課程及び専門職学位課程（学校教育法第九十九条第二項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。）とする。</p> <p>2 大学院には、修士課程、博士課程及び専門職学位課程のうち二以上を併せ置き、又はそのいずれかを置くものとする。</p>	○山口県立大学大学院学則 第3条第2項（研究科、課程、専攻）
④	<p>第三条（修士課程） 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。</p> <p>2 修士課程の標準修業年限は、二年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、二年を超えるものとする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、修士課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を一年以上二年未満の期間とすることができる。</p>	○山口県立大学大学院学則 第4条（修業年限） 第5条（長期履修制度） 第6条（在学期間） ○山口県立大学大学院長期履修規程 ○山口県立大学ウェブサイト 昼夜開講制 長期履修制度 ○山口県立大学学則 第48条の3
⑤	<p>第四条（博士課程） 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。</p> <p>2 博士課程の標準修業年限は、五年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、五年を超えるものとする。</p> <p>3 博士課程は、これを前期二年及び後期三年の課程に区分し、又はこの区分を設けないものとする。ただし、博士課程を前期及び後期の課程に区分する場合において、教育研究上の必要があると認められるときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、前期の課程については二年を、後期の課程については三年を超えるものとする。</p> <p>4 前期二年及び後期三年の課程に区分する博士課程においては、その前期二年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。前項ただし書の規定により二年を超えるものとした前期の課程についても、同様とする。</p> <p>5 第二項及び第三項の規定にかかわらず、教育研究上必要がある場合においては、第三項に規定する後期三年の課程のみの博士課程を置くことができる。この場合において、当該課程の標準修業年限は、三年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、三年を超えるものとする。</p>	○山口県立大学大学院学則 第3条第3項（教育研究上の目的） ○山口県立大学ウェブサイト 長期履修制度
⑥	<p>第五条（研究科） 研究科は、専門分野に応じて、教育研究上の目的から組織されるものであって、専攻の種類及び教、教員数その他が大学院の基本となる組織として適当な規模内容を有すると認められるものとする。</p>	○山口県立大学大学院学則 第3条（研究科） ○山口県立大学大学院国際文化研究科教授会規程 ○山口県立大学大学院健康福祉学研究科教授会規程 ○山口県立大学大学院運営会議規程
⑦	<p>第六条（専攻） 研究科には、それぞれの専攻分野の教育研究を行うため、数個の専攻を置くことを常例とする。ただし、教育研究上適当と認められる場合には、一個の専攻のみを置くことができる。</p> <p>2 前期及び後期の課程に区分する博士課程においては、教育研究上適当と認められる場合には、前期の課程と後期の課程で異なる専攻を置くことができるものとする。</p>	○山口県立大学大学院学則 第3条第4項（専攻）
⑧	<p>第十条（収容定員） 収容定員は、教員組織及び施設設備その他の教育研究上の諸条件を総合的に考慮し、課程の区分に応じ専攻を単位として研究科ごとに定めるものとする。</p> <p>2 前項の場合において、第四十五条の規定により外国に研究科、専攻その他の組織を設けるときは、これに係る収容定員を明示するものとする。</p> <p>3 大学院は、教育研究にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。</p>	○山口県立大学大学院学則 第3条第4項（収容定員）
⑨	<p>第二十二条の四（研究科等の名称） 研究科及び専攻（以下「研究科等」という。）の名称は、研究科等として適当であるとともに、当該研究科等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。</p>	○山口県立大学大学院学則 第3条

ロ 教員組織に関すること (①大学)

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 教授会

本学では、山口県立大学学則第 14 条並びに山口県立大学国際文化学部教授会規程、山口県立大学社会福祉学部教授会規程及び山口県立大学看護栄養学部教授会規程に基づき、教授会を設置している。教授会は、教授、准教授、常勤の講師及び助教で組織し、原則として毎月第 3 水曜日を定例開催としている。学部長を議長とし、組織に係る重要な事項を審議し、並びに大学に関する法令の規定及びこの学則並びに公立大学法人山口県立大学が定める規則及び規程の規定によりその権限に属させられた事項を行うこととしている。2024 年度に教授会の役割として学長に意見を述べる事項を規程に追記した。

2) 教員組織

本学の教員組織は、教育上必要な科目を定め、その教育研究に必要な教員を学科に置く制度(学科目制)により編成している。

3) 教員の採用・選考・昇任

教員の採用・選考については、公立大学法人山口県立大学教員の採用に関する選考基準第 8 条「求める人材像」に基づき、全学的な視点に立った適正な業務の遂行に資するため、人事調整会議の議を経て採用方針が決定され、人事委員会が公立大学法人山口県立大学人事委員会規則、公立大学法人山口県立大学教員の採用及び昇任の手続きに関する規則及び公立大学法人山口県立大学教員の採用に関する選考基準に基づき、公平・公正に手続きを行っている。教員の採用は原則として公募制によって行われ、教育研究業績を教授会等で審査し、適格と判断された場合、人事委員会、教育研究評議会の議を経た上で採用が決定される。昇任人事については本学が定める規定により年 1 回公募し、人事委員会が審査を行い、教育研究評議会の議を経て決定している。

4) 教員の年齢構成・男女比等

専任教員の年齢構成は、31～40 歳が 6.5%(5 人)、41～50 歳が 20.3%(16 人)、51～60 歳が 49.3%(38 人)、61 歳以上が 23.4%(18 人)と著しい偏りはなく配置されている。男女比は、男性が 48%(37 人)、女性が 52%(40 人)と全国平均と比べてもバランスよく構成されている。外国人の専任教員数は 4 人となっている。外国での経験を経た教員、英語で授業が担当できる教員などについては公募要件で示して募集している。

5) 専任教員数等

職位割合は、教授が 50.6%(39 人)、准教授が 33.8%(26 人)、講師が 13.0%(10 人)、助教が 2.6%(2 人)とバランスよく配置されている。演習・実習には助手を配置している。専任教員は表のとおり、大学設置基準に照らし必要な数を配置している。また、教員の定年や退職に伴い欠員が生じる場合には、教員組織の適切性を考慮し、法人の定数管理計画も踏まえて計画的に採用活動を行っている。

表. 専任教員数

学部	学科	収容定員	必要な専任教員数	専任教員数	うち教授	うち准教授等
国際文化学部	国際文化学科	248	6	16	11	5
	文化創造学科	208	6	12	7	5
社会福祉学部	社会福祉学科	412	14	15	9	6
看護栄養学部	看護学科	220	12	21	8	13
	栄養学科	168	8	11	4	7

6) 専任教員の授業担当

本学の教育科目は、全学科共通の基盤教育科目と学科ごとの専門科目から構成されている。教育上必要な科目については、2021 年度に教学マネジメント指針に基づいて、各学部学科でカリキュラムの再編を行い、各学科の専門科目は教授会、基盤教育科目は基盤教育運営会議の審議を踏まえて、教育研究評議会において定めた。各学部学科の授業科目のうち必修科目及び選択科目は、専任の教授又は准教授が 75%を担当している。

7) 教員人事評価

研究教育研究等の一層の活性化を図るとともに、継続的な組織業績の達成に資するよう、教員人事評価を実施している。教員が自ら設定した業務目標に対する達成度についての自己評価を参考に評価を行う「目標達成度評価」と本学教員として求められる適切な職務行動が取られているかを評価する「行動評価」があり、管理職には 2 つを、一般教員には前者を実施し、その結果は教員昇任選考基礎資料等に活用している。

自己評価結果	以上の自己点検評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	特になし。
改善を要する点	特になし。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	<p>第九十三条 大学に、教授会を置く。</p> <p>② 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。 一 学生の入学、卒業及び課程の修了 二 学位の授与 三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの</p> <p>③ 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。</p> <p>④ 教授会の組織には、准教授その他の職員を加えることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○山口県立大学学則 第14条（教授会等） ○山口県立大学国際文化学部 教授会規程 第2条（審議事項） ○山口県立大学社会福祉学部 教授会規程 第2条（審議事項） ○山口県立大学看護栄養学部 教授会規程 第2条（審議事項） ○山口県立大学大学院国際文化学研究科教授会規程 第2条（審議事項） ○山口県立大学大学院健康福祉学研究科教授会規程 第2条（審議事項） ○山口県立大学別科助産専攻 教授会規程 第2条（審議事項）
	大学設置基準	
②	<p>第七条（教員組織） 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置くものとする。</p> <p>2 大学は、教育研究の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるように教員組織を編制するものとする。</p> <p>3 大学は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。</p> <p>4 大学は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専任の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。</p> <p>※ 教員の職務・資格等については、学校教育法第九十二条、大学設置基準第十四条・第十五条・第十六条・第十六条の二・第十七条を参照すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○公立大学法人山口県立大学 人事委員会規則 ○公立大学法人山口県立大学 人事調整会議規則 ○公立大学法人山口県立大学 教員の採用及び昇任の手続きに関する規則 ○公立大学法人山口県立大学 教員の採用に関する選考基準 ○山口県立大学学則 第7条（職員） ○山口県立大学ウェブサイト 教員情報 ○認証評価共通基礎データ
③	<p>第十条（授業科目の担当） 大学は、教育上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として専任の教授又は准教授に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任の教授、准教授、講師又は助教（第十三条、第四十六条第一項及び第五十五条において「教授等」という。）に担当させるものとする。</p> <p>2 大学は、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○山口県立大学ウェブサイト 教員紹介 シラバス
④	<p>第十二条（専任教員） 教員は、一の大学に限り、専任教員となるものとする。</p> <p>2 専任教員は、専ら前項の大学における教育研究に従事するものとする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、大学は、教育研究上特に必要があり、かつ、当該大学における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、当該大学における教育研究以外の業務に従事する者を、当該大学の専任教員とすることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○公立大学法人山口県立大学 職員就業規則 第33条（誠実義務及び職務専念義務） ○公立大学法人山口県立大学 職員兼業規則 ○山口県立大学学則 第11条（職員） ○山口県立大学ウェブサイト 教員情報 ○認証評価共通基礎データ
⑤	<p>第十三条（専任教員数） 大学における専任教員の数は、別表第一により当該大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める教授等の数（共同学科を置く学部にあつては、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる教授等の数と第四十六条の規定により得られる当該共同学科に係る専任教員の数を合計した数）と別表第二により大学全体の収容定員に応じ定める教授等の数を合計した数以上とする。</p> <p>※ 専任教員の数については、大学設置基準別表第一・別表第二を参照すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○山口県立大学ウェブサイト 教員情報 ○認証評価共通基礎データ

口 教員組織に関すること (②大学院)

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 教授会

山口県立大学大学院運営会議規程第 2 条により大学院長を置き、2 つの研究科の研究科長ならびに専攻長からなる大学院運営会議を毎月 1 回開催して大学院を運営している。また、国際文化学研究科教授会規程ならびに健康福祉学研究科教授会規程により毎月 1 回第 4 水曜日に教授会を開催して、研究科を運営している。研究科長の選考は、山口県立大学研究科長等の選考等に関する規程に基づいている。2024 年度に教授会の役割として学長に意見を述べる事項を規程に追記した。

2) 教員組織

大学院では、大学院設置基準第 9 条に基づく「大学院の専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件」別表第一に示す設置基準を満たしている。表 1 のとおり、大学院(修士課程、博士前後期課程)における研究指導及び授業を担当する教員は、大学院設置基準第 8 条に基づき、山口県立大学の学部の教授、准教授が兼務で担当している。

表 1. 専任教員等

	設置基準上必要な人数		教員の配置状況	
	研究指導 教員	研究指導 補助教員	研究指導 教員	研究指導 補助教員
国際文化学専攻 修士課程	3	6	15	2
健康福祉学専攻 博士前期課程	6	6	16	3
健康福祉学専攻 博士後期課程	6	6	11	2

3) 教員の採用・選考

大学院の教員は学部との兼務であるため、学部で採用人事を起こす際には大学院と協議し、大学院教員確保に努めておる。学部教員の採用・選考については大学院に係る事項を公募要領に記載し、学内の諸手続き(「教員組織に関すること(①大学)」に記したとおり)を経て決定している。採用決定者についてはさらに大学院において次に示す資格審査を行っている。

4) 教員の資格

大学院の教員の資格については「山口県立大学大学院担当教員の選考・資格審査の手続きに関する規程」に基づき、学内公募と学外公募を行っている。

教員審査にあたっては同第 6 条により審査委員会を立ち上げ、国際文化学研究科担当教員資格審査基準細則、ならびに、健康福祉学研究科担当教員資格審査基準細則に基づき、審査結果を各教授会に報告し審議の上、決定事項については法人経営部の法人管理部門に報告している。

5) 教員の年齢構成・男女比等

大学院の専任教員の年齢構成は、表 2 のとおり、バランスよく配置されている。また、男女比は、男性が 22 人(61.2%)、女性が 14 人(38.8%)とバランスよく構成されている。外国人教員は 3 名である。

表 2. 専任教員の年齢構成

(全員、学部と兼務)

区分	66 歳～ 61 歳	60 歳～ 51 歳	50 歳～ 41 歳	40 歳～ 31 歳	30 歳～ 26 歳
国際文化学専攻 修士課程	2	12	3	0	0
健康福祉学専攻 博士前期課程	7	10	2	0	0
健康福祉学専攻 博士後期課程	5	7	1	0	0

6) 教員の科目担当

国際文化学研究科の科目数については、コースワーク科目が 21 科目、リサーチワーク科目が 3 科目ある。コースワークのうち本学教員が担当する科目は 19 科目、非常勤が担当する科目は 2 科目である。健康福祉学研究科博士前期課程は、コースワーク科目が 19 科目、リサーチワーク科目が 3 科目ある。コースワークのうち本学教員が担当する科目は 18 科目、非常勤が担当する科目は 1 科目である。博士後期課程は、コースワーク科目が 11 科目、リサーチワーク科目が 3 科目ある。コースワークのうち本学教員が担当する科目は 7 科目、非常勤が担当する科目は 4 科目である。

研究指導では主担当教員 1 名、副担当教員 2 名の 3 名からなる複数指導を行っている。

7) 教員の人事評価

大学院教員は学部兼務のため、学部において人事評価を行っている。大学院の業務は、教育・研究・各種委員会・地域貢献まで多岐にわたり、法人の中期計画や大学の年次点検評価においても点検項目となっていることから、大学院業務が評価される仕組みが必要となっている。

自己評価結果	以上の自己点検評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	特になし。
改善を要する点	特になし。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学院設置基準	
①	<p>第八条（教員組織） 大学院には、その教育研究上の目的を達成するため、研究科及び専攻の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置くものとする。 2 大学院は、教員の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意するものとする。 3 大学院の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、学部、研究所等の教員等がこれを兼ねることができる。 4 第七条の二に規定する研究科の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、当該研究科における教育研究を協力して実施する大学の教員がこれを兼ねることができる。 5 大学院は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。 6 大学院は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専任の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。</p> <p>※ 教員の職務・資格等については、学校教育法第九十二条を参照すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 山口県立大学院学則 第2条（大学院の目的） ○ 山口県立大学院学則 第3条第3項（研究科ごとの人材育成に関する目的その他の教育研究上の目的） ○ 山口県立大学院学則 第3条第2項、第3項（研究科、課程、専攻） ○ 山口県立大学学則 第11条（職員） ○ 教員名簿（国際文化科学研究科、健康福祉学研究科） ○ 大学院ウェブサイト 教員教 ○ 大学院の組織運営 山口県立大学大学院運営会議規程 山口県立大学大学院国際文化科学研究科教授会規程 山口県立大学大学院健康福祉学研究科教授会規程 公立大学法人山口県立大学教育研究評議会規則 ○ 山口県立大学大学院健康福祉学研究科博士課程委員会規程 第2条（委員の選出）
②	<p>第九条（教員組織） 大学院には、前条第一項に規定する教員のうち次の各号に掲げる資格を有する教員を、専攻ごとに、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。 一 修士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育研究上の指導能力があると認められる者 イ 博士の学位を有し、研究上の業績を有する者 ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者 ハ 芸術、体育等特定の専門分野について高度の技術・技能を有する者 ニ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者 二 博士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、極めて高度の教育研究上の指導能力があると認められる者 イ 博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者 ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者 ハ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者 2 博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。）を担当する教員は、教育研究上支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、修士課程を担当する教員のうち前項第二号の資格を有する者がこれを兼ねることができる。</p> <p>※ 専攻ごとに置くものとする教員の数については、平成十一年文部省告示第百七十五号を参照すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <大学院の教員の資格> ○ 山口県立大学大学院担当教員の選考・資格審査の手続きに関する規程 <審査基準> ○ 国際文化科学研究科担当教員資格審査基準細則 ○ 健康福祉学研究科担当教員資格審査基準細則 <研究科長の選考> ○ 山口県立大学研究科長等の選考に関する規程
③	<p>第九条の二（一定規模数以上の入学定員の大学院研究科の教員組織） 研究科の基礎となる学部の学科の数を当該研究科の専攻の数とみなして算出される一個の専攻当たりの入学定員が、専門分野ごとに文部科学大臣が別に定める数（以下「一定規模数」という。）以上の場合には、当該研究科に置かれる前条に規定する教員のうち、一定規模数を超える部分について当該一定規模数ごとに一人を、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第十三条に定める専任教員の数に算入できない教員とする。</p> <p>※ 一個の専攻当たりの入学定員の一定の数（「一定規模数」）については、平成十一年文部省告示第百七十六号を参照すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <入学定員> ○ 山口県立大学院学則 第3条第4項（学生定員）

ハ 教育課程に関すること (①大学)

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 入学者選抜試験

本学の入学者選抜試験(以下「入学試験」という。)は、山口県立大学学則第 24 条、第 34 条、第 35 条及び山口県立大学入学者選抜規則に基づき、公正かつ妥当な方法によって実施している。入試方法、試験期日、学力検査の方法等は、文部科学省「大学入学者選抜実施要項」及び公立大学協会「公立大学の入学者選抜についての実施要領」に則し、各学部のアドミッション・ポリシー(AP)を踏まえて入学者選抜要項を策定している。山口県立大学入学者選抜規則及び山口県立大学入試・高大連携本部部会規程に基づき、入学試験の実施を総括する入試本部を設置し、入試管理部を置いて、公正な入学試験を実施している。入学試験は、一般選抜、学校推薦型選抜(県内高校枠、地域貢献人材発掘枠)、総合型選抜、外国人留学生選抜を実施しており、学力検査のほか小論文や面接等を組み合わせた選抜方法を採用している。AP と選抜方法との整合性は入学者選抜要項に示し、出題委員が確認するほか、学部や事務担当部署、入学試験実施本部で確認を行っている。毎年度末に入試の振り返りシートを用い、教授会を経て全学の入試・高大連携本部会議で確認し、適切な入学試験に向けた改善に努めている。合否判定にあたっては、教授会の審議を経て学長が決定している。

2) 教育課程編成

本学の教育課程については、山口県立大学学則第 43 条の 2 及び山口県立大学授業科目履修規程第 1 条の 2 に規定されており、全学部学科の学びの土壌づくりを行う「基盤教育科目」と専門的知識を体系的に習得する「専門教育科目」から構成される。学則第 45 条に基づき、授業科目 1 単位につき 45 時間の学習を必要とする内容で、講義・演習は 15 時間(看護栄養学部にあつては、15 時間から 30 時間までの範囲内で学長が定める時間)の授業、実験・実習・実技は 30 時間(看護栄養学部にあつては、30 時間から 45 時間までの範囲内で学長が定める時間)の授業をもって 1 単位としている。学期は前期・後期の Semester 制で、学則第 18 条により 1 年間の授業期間は、定期試験等の期間を含め 35 週としている。全学 3 ポリシー並びに教育目標に基づいた各学部学科のディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーを踏まえ、年次進行を考慮した体系的な科目構成は、カリキュラムマップ、カリキュラムツリー、科目ナンバリング等によって示し、「履修の手引」に記載するとともにガイダンス等を通じて学生に周知している。

3) 単位・成績評価基準

学則第 49 条に基づき、授業科目の単位の修得の認定は、

試験及び平素の成績によることとし、個々の授業科目の成績評価基準は、シラバスにおいて具体的学習目標ごとに、授業態度、小テスト、自主学習態度、レポート、プレゼンテーション、学期末試験などの評価項目と当該評価項目の配点比率を表示している。成績評価に疑問がある場合は、疑義を申し立てることができることを、履修の手引等で学生に周知している。成績評価基準等は、山口県立大学学則第 50 条、山口県立大学授業科目履修規程、山口県立大学学位規程第 3 条に定めている。各授業科目の成績は DP と紐づけた科目の到達度によって「秀」、「優」、「良」、「可」を合格とし、「不可」を不合格の評語で示している。グレードポイントアベレージ(GPA)制度を導入し、学期ごと及び入学してから当該学期までを通算した累積の 2 つの区分により算出し、学習ポートフォリオでの学習指導に活用するほか、学生表彰にも活用している。

4) 卒業認定要件

卒業認定要件は山口県立大学学則第 56 条及び山口県立大学授業科目履修規程に、学位の種類は山口県立大学学位規程第 2 条に、学位授与の要件は第 3 条に定めている。修業年限の 4 年以上在籍し、所定の授業科目を履修しその単位を修得し、ディプロマ・ポリシーで示した力を身に付けた者に対し、教授会の議を経て学長が学位を授与している。

5) 履修科目の登録の上限

山口県立大学授業科目履修規程第 2 条(授業科目の履修届)に、各学期に履修登録できる授業科目の単位数の合計を 25~26 単位と定めている。

6) 教育課程の適切性の検証

2022 年度に開始したカリキュラムは、アセスメントプラン、2024 年度に検討したデータウェアハウス(DWH)の構築、教学 IR 方針を踏まえつつ学習成果の可視化を行う見通しが立った。さらに山口県立大学将来構想(2021 年 3 月)やコロナ後の急激な高度情報社会の変化を踏まえ、2025 年 4 月開始に向けて国際文化学部再編を行った。2022 年度開始・2025 年度開始の 2 つのカリキュラムは、DP 達成度調査と DP に紐づけた GPS-Academic テスト等により可視化や検証を行うこととしている。学生の授業評価を踏まえた授業改善は Teams で学位プログラムごとに全員で共有・確認し、Check & Action 結果についても同様に検証する仕組みを開始した。基盤教育から学部専門教育・大学院教育を一貫して、教育・学生支援本部において教育改善を行うなどの PDCA を回している。

自己評価結果	以上の自己点検評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	特になし。
改善を要する点	特になし。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学設置基準	
①	<p>第二条の二（入学者選抜） 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。</p> <p>※ 大学に入学できる者の資格については、学校教育法第九十条を参照すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 山口県立大学学則 第 24 条（入学試験） 第 34 条（転入学） ○ 山口県立大学入学者選抜規則 ○ 山口県立大学入試本部部会規程 ○ 山口県立大学ウェブサイト アドミッション・ポリシー
②	<p>第十九条（教育課程の編成方針） 大学は、当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。</p> <p>2 教育課程の編成に当たっては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。</p> <p>※ 学位規程については、学位規則第十三条を参照すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 山口県立大学ウェブサイト カリキュラム・ポリシー ○ 山口県立大学学位規程 第 2 条（学位の種類） ○ 山口県立大学授業科目履修規程 第 2 条（授業科目の履修届） ○ 山口県立大学学則 第 56 条（学位）
③	<p>第二十条（教育課程の編成方法） 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 山口県立大学学則 第 44 条（学部の授業科目） ○ 山口県立大学授業科目履修規程 第 1 条の 2 ○ 履修の手引き
④	<p>第二十一条（単位） 各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする。</p> <p>2 前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。</p> <p>一 講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって一単位とする。</p> <p>二 実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって一単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもって一単位とすることができる。</p> <p>三 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮して大学が定める時間の授業をもって一単位とする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 山口県立大学学則 第 44 条（学部の授業科目、単位数及び履修方法） ○ 山口県立大学学位規程 第 3 条（学位授与の要件） ○ 履修の手引き
⑤	<p>第二十二条（一年間の授業時間） 一年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、三十五週にわたることを原則とする。</p>	○ 山口県立大学学則 第 18 条（1 年間の授業期間）
⑥	<p>第二十三条（各授業科目の授業時間） 各授業科目の授業は、十週又は十五週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。</p>	（同上）
⑦	<p>第二十五条（授業の方法） 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。</p> <p>2 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。</p> <p>3 大学は、第一項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。</p> <p>4 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第一項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 山口県立大学学則 第 44 条（学部の授業科目、単位数及び履修方法） 第 45 条（1 単位当たりの授業時間数） ○ 履修の手引き ○ 山口県立大学遠隔講義等運用内規
⑧	<p>第二十五条の二（成績評価基準等の明示等） 大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。</p> <p>2 大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。</p> <p>※ 卒業の要件については、大学設置基準第三十二条、学校教育法施行規則第四百七十七条を参照すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 山口県立大学ウェブサイト 全学 3 ポリシーと教育目標 ○ 各学部学科の 3 つの方針 シラバス ○ 山口県立大学学則 第 49 条（単位の修得の認定） 第 50 条（試験及び成績の評価） ○ 履修の手引き
⑨	<p>第二十七条（単位の授与） 大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験の上単位を与えるものとする。ただし、第二十一条第三項の授業科目については、大学の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 山口県立大学学則 第 49 条（単位の修得の認定） 第 50 条（試験及び成績の評価） ○ 履修の手引き ○ 成績の疑義申立制度の資料
⑩	<p>第二十七条の二（履修科目の登録の上限） 大学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。</p> <p>2 大学は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。</p>	○ 山口県立大学授業科目履修規程 第 2 条（授業科目の履修届）

ハ 教育課程に関すること (②大学院)

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 入学者選抜試験

大学院に入学できる者については、大学院学則第8条において定め、大学院の入学者選抜試験(以下「入学試験」)は大学院学則第10条ならびに山口県立大学入学者選抜規則第6条、各研究科専攻のAP、募集要項に基づき以下の表のとおり、適切に実施している。

山口県立大学入学者選抜規則及び山口県立大学入試・高大連携本部会規程に基づき、入試・高大連携本部の管理下に大学院入試管理部会をおき、入試を実施している。入試戦略や改善等については、学部とともに入試・高大連携本部会議のもとで審議される体制となっている。入学者と指導教員との研究上のミスマッチを防ぐため、大学院オープンキャンパスや事前説明会、事前相談などの機会を設けている。

APと選抜方法との整合性は出題理由書に示し、出題委員が作問時に確認するほか、研究科や事務担当部署、入学試験実施本部で確認を行っている。毎年度末に入試の振り返りシートを用い、研究科教授会を経て全学の入試・高大連携本部会議で確認し、適切な入学試験に向けた改善に努めている。合否判定にあたっては、教授会の審議を経て、学長が決定している。

表. 研究科専攻 入学者選抜試験

専攻名	試験名	選抜方法		
国際文化学 研究科 修士課程	一般選抜 社会人選抜 外国人留学生選抜	英語/ 日本語	総合試 験	面接
	学内推薦選抜 学術交流協定校推薦選抜 地域連携協定推薦選抜	—	—	面接
健康福祉学 研究科 博士前期課 程	一般選抜 社会人選抜 外国人留学生選抜	—	小論文	面接
	学内推薦選抜 学術交流協定校推薦選抜 地域連携協定推薦選抜	—	—	面接
健康福祉学 研究科 博士後期課 程	一般選抜 社会人選抜 外国人留学生選抜	英語	小論文	面接
	学内進学者選抜	英語	—	面接

2) 教育課程の編成

本学の教育課程は、各専攻の教育目的・教育目標、ディプロマ・ポリシーを踏まえたカリキュラム・ポリシーに基づき授業科目を体系的に編成している。2022年度より新カリキュラムを開始した。3つのポリシーならびにカリキュラムマップ、カリキュラムツリー、科目ナンバリング等は「大学院履修の手引」に記載するとともに、ガイダンス等を通じて学生に周知している。

リサーチワークに関する指導については「大学院履修の手引」に示した研究指導の年間スケジュール、論文審査基準、DPと紐づけた最終試験に関するルーブリック等に基づき、計画的に指導を行っている。研究力向上に向けて、各研究科で中間・最終発表会と研究会を行い、2研究科合同発表会などを開催している。

また、毎年度初めに提出する研究計画書にはコースワークで履修予定の科目を書き、年度末の研究実施報告書には単位の取れた科目を記載し、学習の進行状況について複数指導教員で確認している。

山口県立大学学位規程に基づき審査委員会の審査結果を各教授会で審議し、その結果をもって学長が学位授与者を決定している。なお、人間を対象とする研究に関しては、生命倫理委員会規程に基づき、人間の尊厳と人権が尊重され、社会の理解を得た適切な研究の実施を確保している。研究倫理教育は研究法に関する授業科目の中で行うとともに、日本学術振興会のeラーニングを必修としている。

3) 単位・成績評価基準

成績評価基準等の明示などについては、大学院学則第33条において規定し、DPと紐づけた科目の達成度と成績との関係性については「大学院履修の手引」に記載し、説明をしている。シラバス(各授業における到達目標、授業の計画、DPとの関連性、成績基準と方法等)はウェブサイトで公開し、入学者オリエンテーション時に大学院生に配布・説明し、周知している。

4) 修了認定要件

大学院学則第38条、第39条により規定している。

5) 教育課程の適切性の検証

2022年度より新たな3つのポリシーと新カリキュラムの開始、アセスメントポリシーを踏まえたDPと科目との紐づけによる学習成果の可視化、論文審査基準とDPとの紐づけによる確認の仕組みなどを整備し(客観的評価)、学生の自己評価(主観的評価)とともに運用し、学位プログラムの見直しに活用することとしている。学生の授業評価結果は各研究科教授会で確認し、教員による科目と課程のCheck & Action結果については各研究科教授会を経て大学院運営会議で検討し、全学の教育・学生支援本部で改善を行うなどのPDCAを回している。

自己評価結果	以上の自己点検評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	特になし。
改善を要する点	特になし。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学院設置基準	
①	<p>第一条の三（入学者選抜） 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○山口県立大学院学則 第10条（入学試験） 第20条（転入学） ○山口県立大学入学者選抜規則 第6条（試験区分） ○山口県立大学ウェブサイト 大学院のアドミッション・ポリシー 大学院募集要項 <大学院の入試の実施> ○山口県立大学入学者選抜規則 第4条（部会） ○山口県立大学大学院入学資格審査規程 ○山口県立大学入試本部部会規程 第2条、第3条第2項
②	<p>第十一条（教育課程の編成方針） 大学院は、当該大学院、研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。 2 教育課程の編成に当たっては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。</p> <p>※ 学位規程については、学位規則第十三条を参照すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <教育課程の編成> ○山口県立大学院学則 第28条（授業科目、単位数及び履修方法） ○山口県立大学ウェブサイト カリキュラム・ポリシー 大学院履修の手引き <学位の授与> ○山口県立大学院学則 第38条（学位） ○山口県立大学学位規程 ○山口県立大学大学院健康福祉学研究所博士学位審査に関する手続規程 ○山口県立大学ウェブサイト シラバス公開ページ
③	<p>第十二条（授業及び研究指導） 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <授業及び研究指導> ○山口県立大学院学則 第28条（授業科目、単位数及び履修方法）
④	<p>第十三条（研究指導） 研究指導は、第九条の規定により置かれる教員が行うものとする。 2 大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院又は研究所等において必要な研究指導（共同教育課程を編成する専攻の学生が当該共同教育課程を編成する大学院において受けるもの及び国際連携教育課程を編成する専攻の学生が当該国際連携教育課程を編成する大学院において受けるものを除く。以下この項において同じ。）を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、一年を超えないものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <研究指導> ○大学院履修の手引 ○複数指導体制 ○研究指導科目のシラバス ○中間発表会、最終発表会スケジュール
⑤	<p>第十四条の二（成績評価基準等の明示等） 大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。 2 大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。</p> <p>※ 修士課程及び博士課程の修了要件については、大学院設置基準第十六条・第十七条、学位規則第三条・第四条を参照すること</p> <p>※ 学位論文に係る評価にあたる基準の公表については、学校教育法施行規則第172条の2第3項を参照すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <成績評価> ○山口県立大学院学則 第32条（単位の修得の認定） 第33条（試験及び成績の評価） ○山口県立大学授業科目履修規程 <修了要件> ○山口県立大学院学則 第38条、第39条 ○大学院履修の手引き ○山口県立大学ウェブサイト ディプロマ・ポリシー <審査基準> ○大学院履修の手引き
⑥	<p>第十五条（大学設置基準の準用） 大学院の各授業科目の単位、授業日数、授業期間、授業を行う学生数、授業の方法及び単位の授与、他の大学院における授業科目の履修等、入学前の既修得単位等の認定、長期にわたる教育課程の履修並びに科目等履修生等については、大学設置基準第二十一条から第二十五条まで、第二十七条、第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第三十条第一項及び第三項、第三十条の二並びに第三十一条（第三項を除く。）の規定を準用する。この場合において、第二十八条第一項中「六十単位」とあるのは「十単位」と、同条第二項中「及び外国の」とあるのは「、外国の」と、「当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和五十一年法律第七十二号）第一条第二項に規定する千九百七十二年十二月十一日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（第三十五条第一項において「国際連合大学」という。）の教育課程における授業科目を」と、第三十条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と、「第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び前条第一項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位」とあるのは「十単位」と、第三十条の二中「修業年限」とあるのは「標準修業年限」と、「卒業」とあるのは「課程を修了」と読み替えるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <他の大学院等における授業科目の履修等> ○山口県立大学院学則 第34条から第36条 ○山口県立大学大学院における他大学院等修得単位の認定に関する規程 <入学前の既修得単位等の認定> ○山口県立大学院学則 第36条 <長期にわたる教育課程の履修> ○山口県立大学大学院長期履修規程 <科目等履修生等> ○山口県立大学大学院科目等履修生規程 ○山口県立大学大学院研究生規程

二 施設及び設備に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1)校地 山口市街北東に所在し、キャンパスモールや厚生棟など、開放的な休息や交流のためのスペースを有し、恵まれた教育環境にある。大学設置基準第 34 条に基づき、空地の合計は 45,230 m²で、十分な面積となっている。校地合計面積は 70,343 m²で、必要面積 12,470 m²以上を備えている。</p> <p>2)運動場 大学設置基準第 35 条に基づき、運動場 8,162 m²を備えている。体育館その他スポーツ施設も有し、様々な運動が可能で、多くの学生が余裕を持って利用できる。</p> <p>3)校舎施設等 校舎算入面積は 16,955 m²で、必要校舎面積 10,834 m²以上を備えている。大学設置基準第 36 条に基づき、校舎に備えるべき専用施設として、学長室 1 室、会議室 7 室、事務室 16 室、研究室 114 室、講義室 26 室、演習室 22 室、実験室 5 室、実習室 21 室、図書館、医務室 1 室、ラーニングコモンズや学生自習室 6 室、学生控室 4 室を備え、共用演習室は学生が予約し利用可能としている。専任教員の研究室として 114 室を備えており、専任教員全員に 1 人 1 室を用意できている。校舎のほか、体育館、クラブ棟(トレーニングルーム)、講堂、課外活動施設、厚生棟等を備えている。 学科又は課程等に必要の教室は、以下のとおりである。 [情報、語学、デザイン関係] 情報処理室 1 室(パソコン 60 台)、LL 教室 2 室(パソコン 44 台)、国際文化学部用情報処理室 2 室、デザイン実習室 1 室。 [社会福祉に関する科目を定める省令] 学生 20 人に 1 室の割合の演習室及び実習指導室、社会福祉実習室等、計 8 室。 [精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令] 学生 20 人に 1 室の割合の演習室及び実習指導室、社会福祉実習室、ソーシャルワーク開発実習室等、計 8 室。 [保健師助産師看護師学校養成所指定規則] 専用普通教室 9 室、図書室 1 室、専用の実習室 5 室。 [管理栄養士学校指定規則] 専用の講義室 4 室、実験室及び実習室 10 室、栄養教育実習室 1 室、臨床栄養学実習室 1 室、給食経営管理実習室 1 室。 [大学院関係] 院生専用研究室 3 室(パソコン 6 台)、院生専用創作室 1 室。演習室 2 室。</p>	<p>4)図書館等の資料及び図書館 大学設置基準第 38 条に基づき、図書等の資料及び図書館を備えている。図書館の蔵書冊数は 165,193 冊、所蔵雑誌種類は 2,863 種であり、日本十進分類法による構成の内訳は、総記 4.2%、哲学 7.1%、歴史 6.4%、社会科学 25.1%、自然科学 17.0%、技術 3.2%、産業 1.5%、芸術 3.8%、言語 5.0%、文学 26.8%である。この他、桜圃寺内文庫や郷土文学資料センターにおいて、学術資料の収集・保管・研究分析などを行っている。また、国際文化学部には国際文化学科資料室と文化創造学科資料室、社会福祉学部には実習関連の資料室、大学院には専門書の資料室を有する。 図書館ウェブサイトにおいて、電子ジャーナル、データベースへの入口など様々なコンテンツを提供し、図書や論文等の検索システムへのアクセスも可能化としている。国立情報学研究所の ILL システムに参加し、文献複写サービス、図書の相互貸借を実施している。 図書館の専任職員は、館長をはじめとする常勤・非常勤職員で構成し、計 9 人(内司書有資格者:8 名)を配置している。図書館には、適当な規模の閲覧室等(閲覧スペース 886 m²、書庫 441 m²等)を備える。図書館の総閲覧座席数は 176 席で、収容定員(1,327 人)の 13.3%と十分な座席数を備える。</p> <p>5)機械、器具等 大学設置基準第 40 条に基づき、以下のような、必要な機械、器具等を備えている。 [保健師助産師看護師学校養成所指定規則] 機械器具・標本・模型 372 点、図書 19,249 冊、雑誌 438 種を備え、基準に適合している。 [管理栄養士学校指定規則] 機械器具・標本・模型 541 点、図書 5,342 冊、雑誌 47 種を備え、基準に適合している。</p> <p>6)施設設備の検証 総務部が適切性の検証を行い、自己点検評価委員会を経て内部質保証推進会議で改善点について審議することとしている。学生からの意見については毎年度行う学生生活実態調査で収集し、「ちょっと聞いてよ BOX」に出た意見についてはその都度対応をしている。</p>
自己評価結果	以上の自己点検評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	特になし。
改善を要する点	特になし。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学設置基準	
①	<p>第三十四条（校地） 校地は、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する空地を校舎の敷地に有することができないと認められる場合において、学生が休息その他に利用するため、適当な空地を有することにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該大学が講じている場合に限り、空地を校舎の敷地に有しないことができる。</p> <p>3 前項の措置は、次の各号に掲げる要件を満たす施設を校舎に備えることにより行うものとする。</p> <p>一 できる限り開放的であって、多くの学生が余裕をもつて休息、交流その他に利用できるものであること。</p> <p>二 休息、交流その他に必要な設備が備えられていること。</p> <p>※ 必要な校地の面積については、大学設置基準第三十七条を参照すること</p>	○公立大学法人山口県立大学 固定資産等管理規則
②	<p>第三十五条（運動場） 運動場は、教育に支障のないよう、原則として校舎と同一の敷地内又はその隣接地に設けるものとし、やむを得ない場合には適当な位置にこれを設けるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する運動場を設けることができないと認められる場合において、運動場を設けることにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該大学が講じており、かつ、教育に支障がないと認められる場合に限り、運動場を設けないことができる。</p> <p>3 前項の措置は、原則として体育館その他のスポーツ施設を校舎と同一の敷地内又はその隣接地に備えることにより行うものとする。ただし、やむを得ない特別の事情があるときは、当該大学以外の者が備える運動施設であって次の各号に掲げる要件を満たすものを学生に利用させることにより行うことができるものとする。</p> <p>一 様々な運動が可能で、多くの学生が余裕をもつて利用できること。</p> <p>二 校舎から至近の位置に立地していること。</p> <p>三 学生の利用に際し経済的負担の軽減が十分に図られているものであること。</p>	
③	<p>第三十六条（校舎施設等） 大学は、その組織及び規模に応じ、少なくとも次に掲げる専用の施設を備えた校舎を有するものとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りでない。</p> <p>一 学長室、会議室、事務室</p> <p>二 研究室、教室（講義室、演習室、実験・実習室等とする。）</p> <p>三 図書館、医務室、学生自習室、学生控室</p> <p>2 研究室は、専任の教員に対しては必ず備えるものとする。</p> <p>3 教室は、学科又は課程に応じ、必要な種類と数を備えるものとする。</p> <p>4 校舎には、第一項に掲げる施設のほか、なるべく情報処理及び語学の学習のための施設を備えるものとする。</p> <p>5 大学は、校舎のほか、原則として体育館を備えるとともに、なるべく体育館以外のスポーツ施設及び講堂並びに寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導に関する施設を備えるものとする。</p> <p>6 夜間において授業を行う学部（以下「夜間学部」という。）を置く大学又は昼夜開講制を実施する大学にあっては、研究室、教室、図書館その他の施設の利用について、教育研究に支障のないようにするものとする。</p> <p>※ 必要な校舎の面積及び設置する学部または学科ごとに必要な附属施設については、大学設置基準第三十七条の二・第三十九条・別表第三を参照すること</p> <p>※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第十九条・第二十二条も参照すること</p> <p>※ 二以上の校地において教育研究を行う場合、大学設置基準第四十条の二、大学院設置基準第二十二条の二を参照すること</p>	
④	<p>第三十八条（図書等の資料及び図書館） 大学は、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を、図書館を中心に系統的に備えるものとする。</p> <p>2 図書館は、前項の資料の収集、整理及び提供を行うほか、情報の処理及び提供のシステムを整備して学術情報の提供に努めるとともに、前項の資料の提供に関し、他の大学の図書館等との協力を努めるものとする。</p> <p>3 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専任の職員を置くものとする。</p> <p>4 図書館には、大学の教育研究を促進できるような適当な規模の閲覧室、レファレンス・ルーム、整理室、書庫等を備えるものとする。</p> <p>5 前項の閲覧室には、学生の学習及び教員の教育研究のために十分な数の座席を備えるものとする。</p> <p>※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第二十一条も参照すること</p>	○山口県立大学図書館規程 ○山口県立大学図書館利用細則 ○山口県立大学図書館特別利用細則
⑤	<p>第四十条（機械、器具等） 大学は、学部又は学科の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えるものとする。</p> <p>※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第二十条も参照すること</p>	

ホ 事務組織に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1) 組織の全体像</p> <p>大学の組織については、本点検ポートフォリオ p.3 に示したとおり、学長のもとに教学組織、事務組織の指揮命令系統のラインを置いている。</p> <p>2) 事務組織</p> <p>大学設置基準第 41 条、第 42 条により、事務局長のもと、機能集約や専門性向上、チーム・ビルディング等を念頭に、専任事務職員からなる組織として、適時適切なトップマネジメントを支え、迅速かつ効率的な事務処理を実現することができるよう人員配置した 4 部制組織を基本として構成している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人経営部: 組織及び人員、予算等の管理、組織統制、全体の事業管理・自己点検、広報等を所掌。部長 1、部門長 3、部門員 4、事務補助 3、嘱託 3 の計 14 人。 ・ 総務部: 大学施設、教育環境の整備、組織の共通事項、経営資源(カネ、モノ)の管理、その他庶務等を所掌。部長 1、部門長 1、部門員 7、事務補助 14、嘱託 3 の計 26 人。 ・ 教育研究支援部: 大学院を含めた教学組織や教育運営に係る事務、教務、教育企画、研究推進・研究活動に係る事務及び公開講座や地域貢献窓口等を所掌。部長 1、部門長 2、部門員 6、実習助手 1、事務補助 13、嘱託 5 の計 28 人。 ・ 学生部: 学生募集から合否判定、入学事務までに至る入試事務、学生活動・生活に関すること、学生への修学支援、国際交流の推進等を所掌。部長 1、部門長 4(うち 1 は嘱託)、部門員 4、事務補助 5、嘱託 7 の計 21 人。 <p>また、令和 5 年 4 月には、現下の課題に取り組むため、新たな組織を設置している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 将来構想推進局: 大学連携による人材育成(SPARC)、高大連携、DX・IR を推進するため、3 つの推進室からなる組織。局長 1、室員 7、事務補助 1、嘱託 4 の計 13 人。 <p>3) 事務教員数</p> <p>事務局長(法人理事)1 人、正規職員 42 人(うち県派遣 8 人)、臨時職員 59 人の総合計 101 人である。</p> <p>4) 事務組織と教学組織の連携</p> <p>事務組織の局長、部長は、毎週月曜日に開催する戦略本部会議に出席し、理事長、学長、副学長等と情報交換を行い、大学運営に必要な連携を図っている。また、教職協働組織である本部会議、専門会議、委員会がスムーズに連携できるよう意思決定プロセスを整理している。</p>	<p>5) 厚生補導の組織</p> <p>大学設置基準第 42 条に基づき、学生部による課外教育活動、奨学支援等の学生支援を行っている。また、次の組織により、保健指導、職業指導、国際交流活動等に対応している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康サポートセンター(保健室・学生相談室): 保健業務、学生相談業務及び障害覚醒支援業務の遂行を目的に設置。センター長(教員兼務)1、センター員(教員兼務)1、カウンセラー3、保健師 2 の計 7 人。 ・ キャリアサポートセンター: 雇用情報の提供、就職ガイダンス、就職ガイド、インターンシップなど、必要な指導を行うことで、適性、能力、経験等に見合う職業選択の促進を目的に設置。センター長(教員兼務)1、嘱託員 1、部門員 1、事務補助 2 の計 5 人(学生部との兼務)。 ・ グローバルセンター: 留学派遣・受入情報の提供やサポート、日本人学生と留学生との交流、留学生の地域派遣等の支援を行うことで、キャンパスの国際化を図る。センター長 1 名(教員兼務)、嘱託部門長 1 名、事務補助 2 名の計 4 人。 <p>6) 大学院の事務組織</p> <p>大学院事務室を置き、事務補助員 1 名を配置している。また、教務に係る事項については教育研究支援部の専任職員各 1 人が 2 つの研究科兼務として業務を行っている。法人経営部、総務部、学生部は大学院も所掌している。</p> <p>7) 事務職員の人事評価と SD</p> <p>正規の事務職員 34 人には自ら設定した目標に対する人事評価を行っている。事務職員としての知識や能力の育成については法人管理部が研修計画を立て周知している。その他、教育研究支援部が実施する全学的な FD・SD(ファカルティ・ディベロップメント、スタッフ・ディベロップメント)一覧も学内専用のウェブサイトで閲覧でき、全学メーリングリストで周知したものの中から、臨時職員を含めて自ら必要と思う研修を受けることができるほか、学外からの FD・SD 情報、公立大学協会の FD・SD を全学メーリングリストで周知し、参加を促している。</p> <p>8) 事務組織の適切性の検証</p> <p>教員からの意見、事務職員からの意見を収集し、学長が議長を務める内部質保証推進会議で検討し、すぐにできるものは改善へ、組織的なものは 2024 年度からの第 4 期中期計画を踏まえて検討している。</p>
自己評価結果	以上の自己点検評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	特になし。
改善を要する点	特になし。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学設置基準	
①	第四十一条（事務組織） 大学は、その事務を遂行するため、専任の職員を置く適当な事務組織を設けるものとする。	○公立大学法人山口県立大学 事務局組織規程 ○経営戦略本部規定
②	第四十二条（厚生補導の組織） 大学は、学生の厚生補導を行うため、専任の職員を置く適当な組織を設けるものとする。	○公立大学法人山口県立大学 事務局組織規程 第5条
③	第四十二条の二（社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制） 大学は、当該大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。	
	大学院設置基準	
④	第四十二条（事務組織） 大学院を置く大学には、大学院の事務を遂行するため、適当な事務組織を設けるものとする。	規程なし

へ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1) 本学の3つのポリシーとアセスメントプラン</p> <p>本学では、全学3ポリシーと教育目標を踏まえた各学部学科の入学受入れ方針(アドミッションポリシー)、教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)、卒業認定・学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)について、本学の教育理念・目的に沿って明確に策定し、大学ホームページに公表している。また、2022年度から新たなポリシーのもとで3学部・2研究科の新カリキュラムを開始し、さらに、山口県将来構想(2021年3月)や高度情報社会への地域ニーズに基づき、国際文化学部ならびに社会福祉学部において3ポリシーを見直し、2025年度から開始する新たなカリキュラムを策定した。これに伴い、アセスメントプランも新旧2種類を運用している。</p> <p>2) 3つのポリシーの一貫性・整合性</p> <p>2022年度に開始した3ポリシーならびに新カリキュラムの一貫性・整合性については、4年間の完成年度を迎える2025年度後半から開始する予定としている。これにはAPを取り扱う入試本部と、入学後から卒業までの教育成果やDP達成度を取り扱う教育・学生支援本部との間でデータ分析を共有し、3つのポリシーの一貫性を見直す必要がある。そこで、2024年度には、入学(前)から卒業(後)までを一貫するエンrollmentマネジメント体制の検討を行い、教学IR方針を定めた。2025年度はこの教学IR方針を実質化し、学修成果や教育成果の可視化や、3ポリシーの一貫性という観点から学位プログラム(2022年度カリキュラム)の検証等を行える体制が整えられてきている。</p> <p>3) 3つのポリシーの学生への周知</p> <p>3つのポリシーについては大学ウェブサイト、入試要項、大学案内等で広く周知し、入学後の学部・研究科のガイダンスにおいて「履修の手引き」を用いて説明をしている。特に、ディプロマ・ポリシーについては4年間(学部)、2~3年間(大学院)で身につける力と科目との関連性についてカリキュラムマップやカリキュラムツリー等を用いて説明し、履修モデル等も参考に学習計画を立てるよう指導している。また、DPと科目との関係性についてはシラバスで確認するように説明している。</p> <p>履修モデルと学修成果の可視化(学修カルテの活用等)については学生用のウェブサイトに掲載し、2025年度からオリエンテーションで学生に説明する学修指導を強化充実することとした。</p>	<p>4) 3つのポリシーをもとにした教育の質保証</p> <p>2022年度から開始した新たな3つのポリシーならびに新カリキュラムにおいては、DPの達成度について客観的指標と主観的指標を組み合わせて測定を始めた。まず大学(学部)において、客観的指標は、①DPと紐づけた科目の成績をレーダーチャートで示したものと、②外部試験(GPS-Academic)である。主観的評価は、③各年次末に行うDP達成度に関する学生の自己評価である。これら3つを組み合わせ学習成果を可視化し、学生の成長ならびに学士課程の改善に活用する。大学院において、客観的指標は、①DPと紐づけた科目の成績をレーダーチャートで示したものと、②論文審査ルーブリックをDPに紐づけた審査票である。主観的評価は、③毎年年度末に行う院生調査に含まれたDPの達成度に関する自己評価である。これらについては、2025年度後半に結果を出し検証する。</p> <p>これらの学習成果の可視化に関する点検結果は、教育・学生支援本部会議で検討し、自己点検評価委員会において審議され、学長へ答申する。学長は、自らが議長を務める内部質保証推進会議に諮り、必要があれば各学部学科・研究科へ改善を指示する仕組みを運用している。</p> <p>5) 学習成果の可視化と、学位プログラムの適切性の検証</p> <p>学習成果の可視化については、2022年4月より学生カルテの利用を開始した。毎学期終わりに学生が振り返りを入力し、学習支援を行うチューター教員がフィードバックを行う仕組みである。運用の状況と教育効果については教育・学生支援本部で検証し、さらなる改善に努めている。</p> <p>学位プログラムの適切性の検証については、2022年度開始カリキュラムに関しては、2025年度後半に4年間のデータを分析した上で、その学位プログラムの適切性の検証を行うこととしている。</p> <p>また、卒業生調査、企業調査については2022年度末に初めて実施しているが、3年後の2025年度末に2回目を実施する予定であり、担当部署については、前者は学生支援部門、後者は就職支援部門と決定した。これらと保護者調査(総務部門)、学生調査(学生支援部門)等と合わせて、多様なステークホルダーの観点から、教育の質や適切性等について分析する体制が整った。</p>
自己評価結果	以上の自己点検評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	特になし。
改善を要する点	特になし。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
①	<p>学校教育法施行規則</p> <p>第六十五条の二 大学は、当該大学、学部又は学科若しくは課程（大学院にあっては、当該大学院、研究科又は専攻）ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次に掲げる方針を定めるものとする。</p> <p>一 卒業又は修了の認定に関する方針 二 教育課程の編成及び実施に関する方針 三 入学者の受入れに関する方針</p> <p>2 前項第二号に掲げる方針を定めるに当たっては、同項第一号に掲げる方針との一貫性の確保に特に意を用いなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全学3ポリシーと教育目標 3学部5学科の3ポリシー 大学院の3ポリシー ○ 基盤教育のカリキュラムポリシー、到達度の設定 ○ アセスメントプラン ○ 大学「履修の手引き」 大学院「履修の手引き」 ○ 2022年度内部質保証会議資料、2023年度内部質保証会議資料 ○ 2022年度卒業生調査・企業調査結果

ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1) 目的の公表と周知</p> <p>大学及び大学院の目的は、山口県立大学学則及び山口県立大学大学院学則にそれぞれ規定しており、学部・研究科ごとの目的も学則に規定している。学則は、大学のウェブサイト、履修の手引に掲載・公表し、大学案内(受験生向け冊子)に大学の目的を掲載している。</p> <p>学生への周知は、入学時のオリエンテーションの際に「履修の手引」を用いて行っている。教職員への周知は、新任職員オリエンテーション時に「大学案内」を用いて行っている。受験生や高等学校への周知は、高等学校訪問時や大学説明会、オープンキャンパス時において、大学案内を用いて行っている。さらに、大学改革支援・学位授与機構や公立大学協会が運営する大学ポートレートにおいても大学情報を掲載している。</p> <p>2) 3つのポリシーとアセスメントプランの公表と周知</p> <p>全学3ポリシーと教育目標、学部研究科の3ポリシーならびにアセスメントプランは、大学のウェブサイト、「履修の手引」に掲載し広く公表している。また、大学のAPと入試との関係性については、入学者選抜要項、学生募集要項にも掲載され、オープンキャンパスや大学説明会、ガイダンス等において積極的に周知している。大学院のAPは入学者選抜要項、学生募集要項に掲載し、入試との関係については事前相談で個別に周知している。</p> <p>3) 教育研究活動等の状況の公表と周知</p> <p>本学では、学校教育法施行規則第172条の2の規定に従い、以下の全てを大学のウェブサイトで公表している。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 大学の教育研究上の目的及び方針(3ポリシー) ② 教育研究上の基本組織 ③ 教員組織、教員の数、教員の学位・業績 ④ 入学者数、収容定員、在学生数、卒業・修了者数、進学者数、就職者数、その他進学及び就職等の状況 ⑤ 授業科目、授業の方法・内容、年間授業計画 ⑥ 学習成果の評価、卒業・修了認定の基準(DP) ⑦ 校地・校舎等の施設・設備、その他教育研究環境 ⑧ 授業料、入学料、その他の大学徴収費用 ⑨ 学生の修学、進路選択、心身の健康等に係る支援 ⑩ 教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識・能力に関する情報(CP) 	<p>4) 自己点検評価・認証評価結果の公表</p> <p>毎年度に行う自己点検評価報告書については学内のみの公開とし、広く公表に至っていなかったが、2024年度に公立大学法人山口県立大学自己点検・評価実施要領を策定し、点検評価結果を公表することとした。過去に3回受審した認証評価については点検評価報告書と評価結果について大学ウェブサイトで開催している。設立団体が設置した評価委員会(山口県公立大学法人評価委員会)による毎年の業務実績評価の結果等は、本学ウェブサイトで公表している。また、2024年度から「公立大学ガバナンス・コードにかかる適合状況」を毎年度点検し、公表することとした。このほか、大学案内、県大図鑑(大学広報誌)、DATA BOOK(大学要覧、データ集)を年1回発行し、大学の状況を詳細に公表している。</p> <p>5) 教員の教育研究業績の公表</p> <p>教員の教育研究業績については大学のウェブサイトに業績一覧の項目を設け、広く社会に公開し、大学や大学院入学希望者が参考とし、在学生が研究室(ゼミ)を選択する際の参考になるようにしている。教育研究業績については毎年度末に研究・地域連携本部が確認している。各学部長は教員業績を参考に、学部構成員の教育研究力向上への指導を行うほか、昇任人事の際の参考としている。地域共生センターでは、研究成果を様々な形で地域に還元する観点で、「研究者活用ガイドブック」を作成して、研究者や受託・共同研究の情報を公表している。さらに、法人経営部の広報担当者がTwitter、Facebook、LINEなどのソーシャルネットワークサービスを活用し、学内での教育研究活動の様子を学外に発信している。</p> <p>6) 情報公表体制の整備</p> <p>本学のウェブサイトは、法人経営部(事業管理・経営企画部門)が管理し、各学部等と連携しながら、内容が適切に更新され公表されるようにしている。本学のウェブサイトは、閲覧者(受験生、保護者、卒業生、高校教員、地域住民、企業)がタブを選択して、関係情報から必要とする情報を探することができるようにするなど、見やすさを心がけているが、急速に進展する情報化時代を見据え、さらなる充実を図るために再構築を検討しているところである。特に、入試部門が行う入試広報、各学部・研究科が行う広報、法人経営部が行う大学広報、地域共生センターが行う地域広報などの効果的な連携を図ることを課題としている。</p>
自己評価結果	以上の自己点検評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	特になし。
改善を要する点	特になし。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	<p>第百十三条 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。</p>	
	学校教育法施行規則	
②	<p>第百七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。 一 大学の教育研究上の目的及び第百六十五条の二第一項の規定により定める方針に関する事 二 教育研究上の基本組織に関する事 三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する事 四 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関する事 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関する事 六 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たって基準に関する事 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関する事 八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関する事 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する事 2 大学は、前項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。 3 第一項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって行うものとする。</p>	<p>○山口県立大学ウェブサイト <山口県立大学について> 建学の精神/理念・目的/ポリシー 学長挨拶・プロフィール 組織図 沿革 体系的な教育課程 教員データベース <評価> 大学認証評価 自己点検評価 教育・研究等業績評価 <教育情報> 大学の教育研究上の目的 教育研究上の基本組織の概要 教員情報 入学・卒業後の進路状況 授業に関する事 学習の成果・卒業認定基準等 教育研究環境 授業料・入学料・その他費用 学生支援 教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力 文部科学省等プログラムについて 産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業 グローバル人材育成推進事業 地（知）の拠点整備事業 地域活性化人材育成事業 <広報活動> デジタルパンフレット 大学紹介ビデオ 大学広報誌 Twitter、Facebook、blog <学部（国際文化学部、社会福祉学部、看護栄養学部）・大学院・別科> 入学者受入方針（AP） 教育課程編成・実施方針（CP） 卒業認定・学位授与方針（DP） カリキュラム 取得可能な資格 就職実績 教員紹介 <入試関連> 募集人員・試験日程 入学者選抜要項 学生募集要項（学校推薦型選抜） 学生募集要項（一般選抜） 学生募集要項（外国人留学生選抜） 学費・奨学金・減免措置 ポスター・CM など 長期履修制度 昼夜開講制大学院 教育訓練給付制度 科目等履修生・研究生について <留学・国際交流> 海外語学・文化研修 交換留学、日本語 TA 学術・教員交流 留学体験談・留学実績 受け入れプログラム <地域との連携> 産学公連携（受託研究・共同研究・学術指導） オープンカレッジ</p>

チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 自己点検評価

(1) 自己点検・評価の体制等

本学は、教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みについて、山口県立大学学則第 2 条に「本学における教育研究水準の向上を図るとともに、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する」ことを定めており、公立大学法人山口県立大学自己点検評価委員会規程により、副学長を委員長とした山口県立大学自己点検評価委員会を設置して、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、改善点を含めた報告書をまとめている。また、2021 年には学内の内部質保証推進の役割を担う学長をトップとした「内部質保証推進会議」を設置するとともに、「内部質保証に関する方針」を定め、教育研究活動等における PDCA サイクルをマネジメントし、内部質保証を適切に機能させている。さらに 2024 年度、点検評価の迅速化と効率化を図るために公立大学法人山口県立大学自己点検・評価実施要領を策定した。

(2) 自己点検評価の実施

大学としての教育研究活動等の改善を継続的に行うため、2020 年に自己点検評価委員会において大学教育質保証・評価センターの評価基準に合わせた自己点検評価項目を策定し、当委員会を中心に、各所属において経年的データの分析や振り返りによる年次点検を実施し、全学的な観点から年次点検報告・提言書として取りまとめている。自己点検評価委員会はまた、法人評価に基づく点検を行い、「業務実績報告書」を作成することから、自己評価と法人評価の年間スケジュールを合わせ、効果的・効率的な目標設定・年度途中におけるヒアリングや指導助言、データ分析や各所属へのフィードバックができるよう、2021 年度・2022 年度をかけて試行や改善に取り組んできているところである。

2) 3つのレベルの内部質保証

教員レベルでは、科目担当者が学生の授業評価結果を踏まえ(成績分布表も参考に)、授業改善について Teams 上に入力し、その結果を学生にフィードバックする仕組みを整備した。また、上記については学位プログラムごとに教員全員が共有し確認できるようにした。学位プログラムレベルでは、カリキュラムの科目群ごとに教員チームをつくり、「教育改善を可視化する主体的 Check & Action システム」(改訂版)に基づき、Teams 上の「Check & Action シート」で振り返りを行い、シラバス改善の確認をする仕組みとした。その結果については学科長・学部

長が確認し、カリキュラム全体に関する改善については Teams 上の「Check & Action 実施報告」欄に記載し、構成員全員が共有できる仕組みとしている。シラバス作成マニュアルを改定し、シラバスチェックも Teams 上で進行が共有できるように仕組みを変えた。これにより、担当教員自己チェック—教務委員—学科長・専攻長—学部長・研究科長の順番でシラバスチェックを行う体制となった。

3) 飛び級入学 (本学は制度なし)

4) 研修・教職協働

(1) 教職員の資質向上のための活動

計画的かつ戦略的な人材育成を行っていくため、「公立大学法人山口県立大学職員研修規程」及び「山口県立大学教職員研修実施方針」を定め、FD・SD 研修会を実施するとともに、外部団体が開催する研修会も活用しながら効率的・効果的に教職員の資質向上を図っている。公立大学法人山口県立大学教員の採用に関する選考基準第 8 条「求める人材像」に基づき、FD の企画実施は、教育研究支援部で行い、SD については、法人経営部で行っている。2024 年度は、学修者中心の教育の更なる推進、県立大学としての本学のミッションの明確化に関する研修に焦点を当てた。また、これらの教育を促進するため、体系化した初任者・中堅・管理職の区分別 FD・SD を実施する計画を立て、各区分 1 件の FD・SD を実施した。大学院においては教育・学生支援本部が取りまとめる FD・SD 年間計画の中で実施しているが、大学院の事務職員としての知識とスキルを伸ばすための SD は実施されていない。

(2) 教職協働による取組

2020 年度に事務の組織改編を実施し、教員・職員それぞれが自らの役割を明確にしてしっかりその責務を果たすとともに、教職協働を活発化し、教員・職員相互の発想を活かし魅力ある大学づくりにつながる体制を整備した。理事長・学長は別置になっており、事務組織には職員のみが、教学組織には教員のみが所属してそれぞれの役割分担と指揮命令系統のもとで業務を遂行しているため、両組織が協働するための場として教職協働組織(各戦略本部、各委員会、各会議)を設けている。

(3) 内部質保証の仕組みの適切性の検証

「内部質保証に関する方針」や内部質保証推進会議の運用開始により、2022 年度からは仕組みが機能し始めている。今後は大学設置基準改正等も見据え、学長をトップとした大学教育の改善の仕組みが継続的に機能していく。

自己評価結果	以上の自己点検評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	特になし。
改善を要する点	特になし。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	<p>第九十九条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項及び第五項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。</p> <p>2 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であって、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。</p> <p>3 専門職大学等又は専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学等又は専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるとする。ただし、当該専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であって、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。</p> <p>4 前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準（前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。以下この条及び次条において同じ。）に従って行うものとする。</p> <p>5 第二項及び第三項の認証評価においては、それぞれの認証評価の対象たる教育研究等状況（第二項に規定する大学の教育研究等の総合的な状況及び第三項に規定する専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況をいう。次項及び第七項において同じ。）が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うものとする。</p> <p>6 大学は、教育研究等状況について大学評価基準に適合している旨の認証評価機関の認定（次項において「適合認定」という。）を受けよう、その教育研究水準の向上に努めなければならない。</p> <p>7 文部科学大臣は、大学が教育研究等状況について適合認定を受けられなかつたときは、当該大学に対し、当該大学の教育研究等状況について、報告又は資料の提出を求めるものとする。</p>	<p>○山口県立大学学則 第2条（自己点検評価） ○公立大学法人山口県立大学自己点検評価委員会規程 ○公立大学法人山口県立大学自己評価実施要領 ○内部質保証に関する方針 ○公立大学法人山口県立大学事務局組織規程 ○山口県立大学ウェブサイト 中期目標・中期計画・年度計画自己点検評価</p> <p>○「主体的 Check & Action マニュアル」 ○教員チームが記入する「Check & Action シート」 ○所属長が記入する「Check & Action 実施報告シート」</p>
	学校教育法施行規則	
②	<p>第五十二条 学校教育法第九十条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第九十九条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。</p>	
③	<p>第五十八条 学校教育法第二百二条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第九十九条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。</p>	
④	<p>第六十六条 大学は、学校教育法第九十九条第一項に規定する点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。</p>	<p>○公立大学法人山口県立大学自己点検評価委員会規程 ○内部質保証に関する方針</p>
	大学設置基準	
⑤	<p>第二条の三（教員と事務職員等の連携及び協働） 大学は、当該大学の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、当該大学の教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、これらの者の間の連携体制を確保し、これらの者の協働によりその職務が行われるよう留意するものとする。</p>	<p>○公立大学法人山口県立大学職員就業規則 第46条（研修） ○公立大学法人山口県立大学職員研修規程 ○山口県立大学教職員研修実施方針</p>
⑥	<p>第二十五条の三（教育内容等の改善のための組織的な研修等） 大学は、当該大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。</p>	○FD/SD 実施状況
⑦	<p>第四十二条の三（研修の機会等） 大学は、当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第二十五条の三に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。</p>	○公立大学法人山口県立大学職員研修規程
	大学院設置基準	
⑧	<p>第一条の四（教員と事務職員等の連携及び協働） 大学院は、当該大学院の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、当該大学院の教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、これらの者の間の連携体制を確保し、これらの者の協働によりその職務が行われるよう留意するものとする。</p>	<p>○公立大学法人山口県立大学職員研修規程 ○山口県立大学教職員研修実施方針 ○FD/SD 実施状況</p>
⑨	<p>第十四条の三（教育内容等の改善のための組織的な研修等） 大学院は、当該大学院の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。</p>	(同上)
⑩	<p>第四十三条（研修の機会等） 大学院は、当該大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第十四条の三に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。</p>	○公立大学法人山口県立大学職員研修規程
	法令外の関係事項	
⑪	<p>学習成果 学生の学習成果を適切に把握する取組を行っているか。</p>	○山口県立大学ウェブサイト アセスメントプラン

リ 財務に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 財務状況

大学及び大学院の予算編成及び執行手続においては、関係部局と役割分担を行い、相互牽制が働くようにしている。

2023年度の本法人の収支状況は、経常費用 2,409,690 千円、経常収益 2,180,455 千円、経常損失 229,235 千円、当期純利益 374,827 千円、目的積立金取崩額 302,606 千円、当期総利益 677,433 千円となっている。また、経常収益の大半を占める運営費交付金収入においては、1,161,995 千円となっており、例年並みに確保されている。授業料収入においても、728,925 千円となっており、学生数が安定しているため、順調に確保されている。

このことから、大学及び大学院は教育研究上の目的を達成するために必要な経費が確保されていると判断する。

表 1. 収支の状況

(単位：百万円)

	2021	2022	2023
経常費用	2,216	2,232	2,410
経常収入	2,306	2,246	2,180
当期純益	90	12	375
積立金取崩益	92	116	303
当期総利益	183	140	677

表 2. 運営費交付金及び授業料収入の状況

(単位：百万円)

	2021	2022	2023
運営費交付金収入	1,354	1,273	1,162
授業料収入	716	721	729

2) 教員研究費の整備状況

研究業績の数(学会・論文発表数等)の増加及び質の向上に向けて、必要とされる研究費を確保することとし、教員へ個人研究費を配分している。

また、研究創作活動助成事業についても、「Ⅰ：地域連携基盤研究型」「Ⅱ：教育改革型」「Ⅲ：大学院改革推進型」「Ⅳ：科研費申請支援型(学長枠)」の4種目を用意しており、教員の教育研究活動のさらなる活性化を目指している。

さらに、シニア研究者による若手研究者の支援等を目的とした「学術研究推進共同体」助成事業により、若手研究者や科研費非採択者へ共同体への参加を募り、研究に対するモチベーション向上への働きかけを行っている。

大学院においては社会人の学びに対応するオンラインと対面とのハイブリッド型授業を進めるための経費を充実させ、大学院教育開発のための研究助成等を活用するほか、大学院生の研究支援としての研究経費や国内外での学会等発表支援経費などを整備している。

表 3. 研究創作活動助成事業等の予算措置状況

(単位：千円)

	2021	2022	2023	2024
研究創作活動助成事業	15,500	15,500	15,500	12,000
学術研究推進共同体	5,200	5,200	4,900	2,900
学術出版助成	500	500	500	500
桜圃学術三賞	600	600	600	600
教育研究活性化事業	2,840	2,840	2,420	2,300
国内外研修	-	3,106	-	-
リサーチアシスタント	53	53	53	0
研究推進支援費	2,100	1,110	2,280	800

3) 外部資金の導入と大学DX

大学では「さくらの森夢基金」に寄附を集め、これまでに大学バスや大学のプラスバンドの整備、留学費用の支援といった学生支援等を行ってきた。2024年からは、ギビングキャンペーンを開催し、教職員をはじめ、保護者や関係者、卒業生、地域の企業や民間団体等からの寄附を集めている。同窓会桜圃会とは年二回の情報交換会を実施し、卒業生からの声を活かした大学運営を行っている。2022年度から文部科学省の大学教育再生戦略推進費(SPARC)を得て、大学教育のDXを推進している。

4) 財務の監査体制

監査に係る業務を適正に遂行するため内部監査委員会を整備し、法人に置かれた監事による財務・業務監査、県監査委員による財政的援助団体等監査に関する対応を行うとともに、科研費や研究費の監査、環境監査などを実施し、業務改善に向けた提言を検討、その結果について理事長に報告する体制としている。さらに、業務の有効性及び効率性の向上、法令等の遵守の促進と資産の保全並びに財務報告の信頼性を確保することを目的として、内部監査委員会を含む内部統制システムの構築にかかる検討を2024年度に行った。

自己評価結果	以上の自己点検評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	特になし。
改善を要する点	特になし。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
①	<p>大学設置基準</p> <p>第四十条の三（教育研究環境の整備） 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○山口県立大学ウェブサイト 財務諸表、事業報告書、決算報告書、監査報告書、当初予算の概要 桜園学術三賞 ○山口県立大学規程等 公立大学法人山口県立大学会計規則 公立大学法人山口県立大学予算規則 公立大学法人山口県立大学監事監査規程 山口県立大学リサーチ・アシスタント取扱要領 ○山口県立大学学術研究推進共同体助成事業実施要領 ○山口県立大学研究創作活動助成募集要領 ○桜園学術三賞授与要領 ○学術研究出版助成事業の募集について ○国際発表支援事業助成要領 ○滞在研修募集要項
②	<p>大学院設置基準</p> <p>第二十二条の三（教育研究環境の整備） 大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。</p>	(同上)

又 イからりまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1) ICT環境の整備</p> <p>大学設置基準第36条第4項に定める情報処理及び語学のための施設は、「ニ 施設及び設備に関すること」の3)校舎施設等の項目に記載したとおりに整備している。学内には、有線及び無線ネットワークが整備されており、インターネットを教職員及び学生が自由に利用することができる。2024年度からはMicrosoft 365の全学運用を開始した。2020年度に「情報化推進の方針と整備計画」を策定し、第3期から第4期の中期計画期間における情報化推進の方向性を示している。2021年度には教育研究支援システムをバージョンアップし、「授業評価システム」の活用促進をはじめ、教育活動の質の向上につなげる「学修ポートフォリオ」等を新たに導入し、学修の進捗管理にも取り組んでいる。ポータルシステムの構築をベースとして、開講・休講などの各種掲示情報の確認や、授業スケジュール管理、アンケート回答、災害発生時の安否確認など、教育に関わる多様な情報へのアクセス対応を学生の所持するスマートフォンによって全て実現するシステムを整備している。また、就職やキャリア・アップ教育などへの支援のため、企業の求人情報の閲覧をはじめ、インターンシップ、各種研修・説明会への参加情報の提供、さらには就職活動や内定状況の報告等に、スマートフォンを幅広く活用して対応できるシステムについても整備している。情報ネットワーク・システムの適切な管理・運用については、2022年度まで総務部学術情報部門が主幹となって情報システム会議で審議してきた。2023年度からは将来構想推進局内に設置したDX・IR推進室が中心となって実施している。2024年度には、山口県立大学DX・IR推進方針が策定された。</p> <p>2) 学生支援（学習支援について）</p> <p>学生支援に関する方針は、教育研究評議会における審議を経て「山口県立大学学生支援方針」として、「1 学生支援方針策定の趣旨」「2 基本的な方向性」「3 学生支援方針に基づく自己点検」「4 適用期間」を定め明示している。</p> <p>学習支援の基本的な仕組みとして、チューター制度（教員による学生指導担当制度）を設けており、学生2～20人に1人の割合でチューターを配置し、「チューターマニュアル」に沿って、修学関係のほか、学生生活、進路・就職、心身の健康相談などに対応している。各学科において学年担任を置き、教務委員や学生委員とも連携をしつつ修学支援や生活支援を行う体制となっている。なお、学生からの問い合わせに対応できる</p>	<p>よう、全学生に年度当初に配布する学生生活ガイドブック「CAMPUS LIFE」に教員の連絡先を掲載している。欠席しがちな学生やGPAが2.0以下の学生については、各学科において対策の検討や指導を行う体制となっている。成績不服申し立てについては、毎学期のオリエンテーションで日程や手続き等について周知している。</p> <p>3) 学生支援（障害を持つ学生への支援について）</p> <p>「障害学生支援要領」を作成し、理事長を最高管理責任者とした障害を理由とする差別の解消の推進体制を構築している。全学的な支援体制として、学生部長を委員長とした障害学生支援委員会を設置し、必要に応じて学生部長を会長とした障害学生支援検討部会及び学部教員をリーダーとした支援チームを置き、教職員間で連携を取りながら相談や支援を行っている。本人の意向を尊重しつつ健康サポートセンター（保健室、学生相談室）との連携、医療機関の受診やカウンセリングの勧奨も行っている。障害を持つ学生への支援マニュアルを「障害学生支援関係資料集」としてまとめている。全ての校舎にエレベーターが設置され、現時点において障害のある学生等が通常利用する施設等への出入りは確保されている。</p> <p>4) 学生支援（経済的支援について）</p> <p>大学等における修学の支援に関する法律で定められた修学支援の対象機関であり、修学支援新制度に基づいて入学料及び授業料の減免を行っている。修学支援新制度によらず経済的理由等により授業料の納入が困難な学生について、授業料の免除等に関する規程に基づき授業料の減免、徴収猶予を行っている。大規模災害発生時には、上記によらず授業料の免除、猶予を受け付けており、さらに被災した受験生に対しては、入学試験料及び入学料の免除を行っている。奨学金については、本学ウェブサイト、ポータル及び掲示板（紙媒体）を利用して日本学生支援機構、公共団体、民間団体等の奨学金制度に関する情報を学生に対して速やかに提供している。外国人留学生への支援については、長期留学生ハンドブックを配布し、国際交流部門が生活支援を行っている。</p> <p>5) 設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた是正・改善</p> <p>本学は、学部・研究科の開設や改組に合わせて設置届出及び設置計画履行状況等調査を定められた期間に提出しているが、これまでに指摘を受けて是正・改善した内容は無い。</p>
自己評価結果	以上の自己点検評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	特になし。
改善を要する点	特になし。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
①	ICT環境の整備 教育研究上で必要なICT環境が整備されている。	<ul style="list-style-type: none"> ○情報化推進の方針と整備計画（グラウンドデザイン） ○公立大学法人山口県立大学事務局組織規程 ○「CAMPUS LIFE」III. 施設利用案内、8 情報処理室、9 LL 教室
②	学生支援 学生の学習支援に対する体制が整備され、適切に支援が行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ○山口県立大学学生支援方針 ○チューターマニュアル ○長期留学生ハンドブック ○障害学生支援委員会規程 ○山口県立大学国際化推進方針 ○「CAMPUS LIFE」III. 施設利用案内、1 図書館、2 普通教室・講義室、7 学習室、16 ラーニングコモンズ
③	学生支援 特別な支援を行うことが必要な学生への支援等が適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ○山口県立大学障害学生支援要領 ○公立大学法人山口県立大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程 ○山口県立大学障害学生支援委員会規程（障害を理由とする差別の解消に関する推進体制）第4条 ○本報告書 <ul style="list-style-type: none"> 二 施設及び設備に関すること 1) 校地・校舎、付属施設、施設・設備等 ホ 事務組織に関すること 2) 厚生補導の組織
④	学生支援 経済的な支援を行うことが必要な学生への支援等が適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ○公立大学法人山口県立大学授業料の免除等に関する規程 ○入学者選抜要項 <ul style="list-style-type: none"> 16 震災被災者等に対する入学試験料等の免除 17 高等教育の就学支援新制度 ○山口県立大学学生表彰規程
⑤	設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた是正・改善 設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた大学の教育活動等の是正または改善に関する文部科学大臣の意見に対して講じた措置を踏まえ、是正または改善に努めている。	(該当しない)